

豊中市  
特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針



第 1.4 版  
令和 5 年 4 月 1 日

## 【 目 次 】

目的（第1条）.....	1
用語の定義（第2条）.....	1
基本方針の適用範囲（第3条）.....	2
特定個人情報を取り扱う事務の範囲（第4条）.....	2
特定個人情報の保護管理体制（第5条）.....	2
特定個人情報ファイルの取扱い（第6条）.....	3
本人確認措置（第7条）.....	3
安全管理措置の実施（第8条）.....	3
委託先の監督（第9条）.....	4
特定個人情報ファイルの廃棄・消去（第10条）.....	4
特定個人情報保護評価の実施（第11条）.....	4
事故等発生時の対応（第12条）.....	4
番号法別表第一以外の事務における個人番号の利用（第13条）.....	4
その他（第14条）.....	5

(目的)

第1条 豊中市は、特定個人情報に関する法令その他の規程を遵守するとともに、個人情報保護委員会の示す特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）その他の指針に基づき、特定個人情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むことを目的として、この基本方針を定める。

(用語の定義)

第2条 本基本方針における各用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報という。

(4) 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(5) 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(6) 個人番号関係事務

番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(7) 特定個人情報取扱区域

特定個人情報を取り扱う事務を行う執務室及び特定個人情報ファイルが保管された書庫等をいう。

(8) 個人番号利用事務実施者

個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(基本方針の適用範囲)

第3条 本基本方針は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会を対象として適用する。

(特定個人情報を取り扱う事務の範囲)

第4条 本市において特定個人情報を取り扱う事務は、番号法第9条に基づいて実施する個人番号利用事務及び個人番号関係事務に限定する。

(特定個人情報の保護管理体制)

第5条 本市における特定個人情報の保護管理体制及び役割は以下のとおりとする。

(1) 特定個人情報保護総括責任者

特定個人情報の取扱いに関する総括的な責任を有する者として、豊中市情報セキュリティ規則第4条第1項に規定された情報セキュリティ統括責任者をもって充てる。また、特定個人情報保護総括責任者は、必要に応じて豊中市情報セキュリティ規則第4条第3項の規定によるセキュリティ会議を招集し、特定個人情報の取扱いに関する以下の事項を執り行う。

- イ. 監査・研修の実施計画の策定
- ロ. 事故等発生時における指揮
- ハ. 事故等の個人情報保護委員会への報告
- ニ. 事故等の再発防止策の検討

(2) 特定個人情報保護管理責任者

個人番号利用事務及び個人番号関係事務を所管する課等の長をもって充て、所管する事務における特定個人情報の取扱いに関して以下の事項を所掌する。

- イ. 所管する課等の職員への教育及び監督
- ロ. 事務取扱担当者の明確化
- ハ. 所管する特定個人情報取扱区域の明確化及び安全管理措置の実施

(特定個人情報ファイルの取扱い)

第6条 第4条に規定された事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成する。

2 特定個人情報保護管理責任者は、所管する事務における特定個人情報ファイルについて、以下の事項を管理する。

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
- (2) 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム
- (3) 特定個人情報ファイルの利用目的
- (4) 特定個人情報ファイルに記録される項目
- (5) 特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (6) 特定個人情報ファイルに記録される特定個人情報等の収集方法
- (7) 特定個人情報ファイルの保管場所
- (8) 特定個人情報ファイルへのアクセス状況、提供等の記録

3 特定個人情報保護管理責任者は、前項の内容を適切に管理することを目的として、「特定個人情報取扱事務概要管理票」を作成し、定期的に確認するものとする。

(本人確認措置)

第7条 本人及びその代理人から個人番号の提供を受けるときは、関係法令等に基づき適切な本人確認措置を行う。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年7月4日内閣府・総務省令第3号）において規定された「個人番号利用事務実施者が適当と認める本人確認措置の方法及び書類」について、本市が所管する個人番号利用事務に係るものについては市長が別に定め、これを公表するものとする。

(安全管理措置の実施)

第8条 特定個人情報保護管理責任者は、所管する特定個人情報取扱区域において、以下の規程を遵守し、適切な人的安全管理措置及び物理的安全管理措置を実施する。

- (1) 豊中市情報セキュリティ対策基準
- (2) 情報システム機器の管理運営に関する規程

(委託先の監督)

第9条 特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、委託先においても本市と同等の安全管理措置が図られるよう、委託先に対する適切な監督を行う。

- 2 特定個人情報を取り扱う事務の再委託については、書面により本市が許諾した場合に限るものとし、再委託先についても委託先と同等の安全管理措置が図られるよう、再委託先に対する適切な監督を行う。

(特定個人情報ファイルの廃棄・消去)

第10条 保管期間が経過した特定個人情報ファイルについては、復元が容易にできない措置を施したうえで、速やかに廃棄又は消去を実施する。

- 2 特定個人情報ファイルを廃棄又は消去した場合は、廃棄又は消去したことの記録を保存する。

(特定個人情報保護評価の実施)

第11条 特定個人情報保護管理責任者は、番号法第28条及び個人情報保護委員会の定めた規程類に基づき、主管する事務における特定個人情報保護評価を適切に実施するものとする。

- 2 本市における特定個人情報保護評価の基準や規程については、市長が別に定める。

(事故等発生時の対応)

第12条 特定個人情報に関する事故等が発生した場合は、豊中市情報セキュリティ規則、豊中市情報セキュリティ対策基準及び以下の規程に従い、適切かつ速やかな対応を実施する。

- (1) 情報漏えい時における対応マニュアル
- (2) コンピュータウイルス等検知時における対応実施手順

(番号法別表第一以外の事務における個人番号の利用)

第13条 番号法第9条第2項に基づき、番号法別表第一に規定された事務以外の事務において条例に定めることにより個人番号を利用し、また、当該事務において番号法第19条第9号に基づいて情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会を実施する場合にあたっては、セキュリティ会議により、その妥当性を事前に判断するものとする。

- 2 本市における番号法第9条第2項に基づいた個人番号の利用に係る規程については、市長が別に定める。

(その他)

第14条 特定個人情報の適切な取扱いにあたり、本基本方針に定めのないことについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第44号）、豊中市情報セキュリティ規則、豊中市情報セキュリティ対策基準及びその他の規程を準用する。